



使用权を返上してお墓を撤去することを「返上(墓じまい)」といいます。  
お墓の種類やご使用状況により手続きの内容が異なりますので、  
詳しくはお問合せください。

## 墓所使用权の返上手続

### 必要な書類をご案内しますので、お問合せください

#### ● 必要書類など(一例) /

墓所申込取消申請兼使用权返上申請書・墓所(永代)使用許可証・印鑑登録証明書・印鑑(実印)・返上手続料 11,000 円

※ お墓の種類やご使用状況により異なります

## その他必要な手続き

### ■ お墓に納骨をしている場合

#### お骨を取出すための「改葬手続」が必要です

※ 日時のご予約と事前の手続きが必要です(詳しい手順については『改葬編』をご参照ください)

※ 取出したお骨の入れ物(骨つぼや袋など)をご用意ください

- 必要書類など / 証明書発行申請兼改葬申請書・権利者の本人確認書類のコピー・改葬手続料 16,500 円
- 札幌市保健福祉局施設管理課 墓園管理係から改葬許可証の交付を受けた後、お骨を取出してください
- 改葬先にご納骨する際の手続きは、改葬先の管理者へお問合せください



### ■ お墓に魂入をしている場合

#### お付合いのある寺院に魂抜の読経を依頼するかご検討ください

- 滝野霊園として必須としているものではありません
- お付合いのある寺院がない方に限り、霊園で手配代行を承ることも可能です(僧侶手配代行料 2,200 円)  
霊園で僧侶を手配した場合のお布施(一例): 15,000 円~ 30,000 円



### ■ お墓を建立している場合

#### お墓を撤去して更地にする工事が必要です

- 墓石撤去費用は、お墓の大きさなどにより異なりますので、お問合せください
- 工事は、霊園または担当石材店が行いますので、お客様のお立会いは不要です

